

四日市市訓令第6号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 政策推進課 <u>まちなか拠点創造課</u> 広報マーケティング課 秘書国際課 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民生活部 (略) 健康福祉部 福祉総務課 管理係、福祉支援係 保護課 管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係、 <u>保護</u>	第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 政策推進課 広報マーケティング課 秘書国際課 総務部 (略) 財政経営部 (略) 市民生活部 (略) 健康福祉部 福祉総務課 管理係、福祉支援係 保護課 管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係

第5係

高齢福祉課 企画係、地域支援係
介護保険課 管理・保険料係、認定審査係

障害福祉課 管理係、障害福祉係、手当・医療費係

保険年金課 管理係、資格係、給付係、年金係

健康づくり課 健診・予防接種係、健康づくり係

こども未来部 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

2及び3 (略)

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理統括部 (略)

政策推進部

政策推進課

(1)から(9)まで (略)

(10) 中核市推進室に関すること。

(11) 部及び課の庶務に関すること。

まちなか拠点創造課

(1) 知と交流の拠点施設整備に関すること。

(2) 大学構想推進室に関するこ

高齢福祉課 企画係、地域支援係
介護保険課 管理・保険料係、認定審査係

障害福祉課 管理係、障害福祉係、手当・医療費係

保険年金課 管理係、資格係、給付係、年金係

健康づくり課 健診・予防接種係、健康づくり係

こども未来部 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

2及び3 (略)

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理統括部 (略)

政策推進部

政策推進課

(1)から(9)まで (略)

(10) 大学構想推進室に関すること。

(11) 中核市推進室に関すること。

(12) 部及び課の庶務に関すること。

と。

(3) 課の庶務に関すること。

広報マーケティング課 (略)

秘書国際課 (略)

総務部 (略)

財政経営部 (略)

市民生活部

市民生活課

(1)から(9)まで (略)

(10) 楠ふれあいセンターの管理
に関すること。

(11)から(15)まで (略)

市民協働安全課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

健康福祉部

広報マーケティング課 (略)

秘書国際課 (略)

総務部 (略)

財政経営部 (略)

市民生活部

市民生活課

(1)から(9)まで (略)

(10) 楠ふれあいセンターに
関すること。

(11)から(15)まで (略)

市民協働安全課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課

(1)から(5)まで (略)

(6) 相続税法 (昭和25年法律第
73号) 第58条の規定に基づ
く通知に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

健康福祉部

福祉総務課 (略)

保護課

管理係 (略)

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

保護第5係

(1)及び(2) (略)

高齢福祉課 (略)

介護保険課 (略)

障害福祉課 (略)

保険年金課 (略)

健康づくり課 (略)

こども未来部

こども未来課 (略)

こども手当・医療給付課 (略)

こども家庭センター (略)

こども発達支援課 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課

管理係 (略)

施設運営係

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(8) (略)

指導係 (略)

シティプロモーション部

観光交流課

企画係

福祉総務課 (略)

保護課

管理係 (略)

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

(1)及び(2) (略)

高齢福祉課 (略)

介護保険課 (略)

障害福祉課 (略)

保険年金課 (略)

健康づくり課 (略)

こども未来部

こども未来課 (略)

こども手当・医療給付課 (略)

こども家庭センター (略)

こども発達支援課 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課

管理係 (略)

施設運営係

(1)から(6)まで (略)

(7) 私立幼稚園の就園奨励に関すること。

(8) (略)

(9) (略)

指導係 (略)

シティプロモーション部

観光交流課

企画係

(1)から(5)まで (略)	(1)から(5)まで (略)
<u>(6) 市制施行130周年記念事業 推進室に関すること。</u>	
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
事業係 (略)	事業係 (略)
文化課 (略)	文化課 (略)
スポーツ課 (略)	スポーツ課 (略)
商工農水部 (略)	商工農水部 (略)
環境部 (略)	環境部 (略)
都市整備部 (略)	都市整備部 (略)

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第2(第5条関係)					
個別事項					
事項	市長	事務専決			備考
(略)					
[政策推進部]					
○政策推進課 (略)					
○まちなか拠点創造課					
<u>1 知と交流の拠点施設 に関すること。</u>	<u>特に重要</u>	<u>重要</u>	<u>軽易</u>	<u>定例的 かつ軽 易</u>	
<u>2 大学構想に関するこ と。</u>	<u>特に重要</u>	<u>重要</u>	<u>軽易</u>	<u>定例的 かつ軽 易</u>	
○広報マーケティング課 (略)					

(略)					
[市民生活部]					
(略)					
○市民課					
1 から 4 まで (略)					
<u>5</u> 人口動態調査票の作成	(略)				
<u>6</u> 住居表示整備事業の実施					
<u>7</u> 住居番号の付定、変更及び廃止の決定					
<u>8</u> 街区符号及び住居番号の付替え					
(略)					

改正前					
別表第 2 (第 5 条関係)					
個別事項					
事項	市長	事務専決			備考
(略)					
[政策推進部]					
○政策推進課 (略)					
○広報マーケティング課 (略)					
(略)					
[市民生活部]					
(略)					
○市民課					
1 から 4 まで (略)					
<u>5</u> 相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)第 5				<u>○</u>	

8 条の通知				
6 人口動態調査票の作成	(略)			
7 住居表示整備事業の実施				
8 住居番号の付定、変更及び廃止の決定				
9 街区符号及び住居番号の付替え				
(略)				

(四日市市社会福祉事務所处務規程の一部改正)

第 3 条 四日市市社会福祉事務所处務規程（平成 9 年四日市市訓令第 7 号）

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 2 条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p>福祉総務課 (略)</p> <p>保護課 管理係、保護第 1 係、保護第 2 係、保護第 3 係、保護第 4 係、<u>保護第 5 係</u></p> <p>高齢福祉課 (略)</p> <p>障害福祉課 (略)</p> <p>こども家庭センター (略)</p> <p>こども発達支援課</p> <p>保育幼稚園課 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 5 条 課及び係の事務分掌は、次のとお</p>	<p>(組織)</p> <p>第 2 条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p>福祉総務課 (略)</p> <p>保護課 管理係、保護第 1 係、保護第 2 係、保護第 3 係、保護第 4 係</p> <p>高齢福祉課 (略)</p> <p>障害福祉課 (略)</p> <p>こども家庭センター (略)</p> <p>こども発達支援課</p> <p>保育幼稚園課 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 5 条 課及び係の事務分掌は、次のとお</p>

りとする。 福祉総務課 (略) 保護課 管理係 (略) 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 <u>保護第5係</u> (1)から(4)まで (略) 高齢福祉課 (略) 障害福祉課 (略) こども家庭センター (略) こども発達支援課 (略) 保育幼稚園課 (略)	りとする。 福祉総務課 (略) 保護課 管理係 (略) 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 (1)から(4)まで (略) 高齢福祉課 (略) 障害福祉課 (略) こども家庭センター (略) こども発達支援課 (略) 保育幼稚園課 (略)
---	---

(四日市市保健所処務規程の一部改正)

第4条 四日市市保健所処務規程(平成20年四日市市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 所に、次の課及び係を置く。 保健企画課 (略) 保健予防課 (略) 衛生指導課 (略) <u>食肉・衛生検査所</u> 健康づくり課 (略) こども家庭センター (略)	(組織) 第2条 所に、次の課及び係を置く。 保健企画課 (略) 保健予防課 (略) 衛生指導課 (略) <u>食品衛生検査所</u> <u>食肉検査グループ</u> 、 <u>衛生検査グループ</u> 健康づくり課 (略) こども家庭センター (略)

(職員)

第3条 所に所長、課に課長、係に係長を置く。

2 (略)

(職務)

第4条 前条に規定する職の職務は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(事務分掌)

第6条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

保健企画課 (略)

保健予防課 (略)

衛生指導課 (略)

食肉・衛生検査所

(1) と畜検査に關すること。

(2) 食鳥検査に關すること。

(3) と畜検査及び食鳥検査に伴う精密検査に關すること。

(4) と畜場及び食鳥処理場の衛生指導に關すること。

(5) 食肉及び食鳥肉の衛生統計に關すること。

(6) 食肉及び食鳥肉等の衛生に係る調査研究に關すること。

(7) と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係る食品衛生に關すること。

(職員)

第3条 所に所長、課に課長、係に係長、グループにグループリーダーを置く。

2 (略)

(職務)

第4条 前条に規定する職の職務は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) グループリーダーは、上司の命を受けてグループの事務を掌理する。

(事務分掌)

第6条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

保健企画課 (略)

保健予防課 (略)

衛生指導課 (略)

食品衛生検査所

(8) 衛生検査センターに関するこ
と。

(9) 課の庶務に関すること。

健康づくり課 (略)

こども家庭センター (略)

(専決)

第7条 所の事務に係る専決については、
四日市市事務専決規程(昭和35年四日
市市訓令甲第7号)を準用するほか、別
表に定めるとおりとする。

食肉検査グループ

(1) と畜検査に関すること。

(2) 食鳥検査に関すること。

(3) 所の庶務に関すること。

衛生検査グループ

(1) 病理学検査に関すること。

(2) 理化学検査に関すること。

(3) 微生物検査に関すること。

(4) 食品収去検査及び食中毒等検査
に関すること。

(5) 感染症検査、特定感染症検査及
び肝炎検査に関すること。

(6) その他保健衛生検査に関するこ
と。

健康づくり課 (略)

こども家庭センター (略)

(専決)

第7条 所の事務に係る専決については、
四日市市事務専決規程(昭和35年四日
市市訓令甲第7号)に定めるもののほ
か、別表に定めるとおりとする。

改正後

別表 (第7条関係)

1 から3まで (略)

4 食肉・衛生検査所

事務区分	種類	市長の権限の事務	保健所長	備考
------	----	----------	------	----

							の権限の 事務		
		専決区分					専決区分		
		市 長	副 市 長	部 長	保 健 所 長	食 肉 ・ 衛 生 検 査 所 長	保 健 所 長	食 肉 ・ 衛 生 検 査 所 長	
(略)									
5 及び 6 (略)									
備考 (略)									

改正前									
別表 (第 7 条関係)									
1 から 3 まで (略)									
4 食品衛生検査所									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長 の権限の 事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市 長	副 市 長	部 長	保 健 所 長	食 品 衛 生 検 査 所 長	保 健 所 長	食 品 衛 生 検 査 所 長	
(略)									
5 及び 6 (略)									
備考 (略)									

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(総務部総務課)